

令和3年6月3日
大阪府後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療歯科健康診査を活用した オーラルフレイルの抽出基準等に関する検討結果（報告書）

1 後期高齢者医療歯科健康診査を活用したオーラルフレイルの抽出基準等に関する検討の目的

- ・ 大阪府後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態、口腔衛生状態等をチェックし、口腔機能低下や肺炎等を予防することを目的として、平成30年度より全市町村において後期高齢者医療歯科健康診査を実施している。
- ・ 令和2年度には、厚生労働省より平成30年10月に発出された「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」を踏まえ、口腔機能評価を中心に健診項目及び問診項目の見直しを行い、オーラルフレイルなど高齢者の特性を踏まえた健康状態を把握するため歯科健康診査の充実を図ったところである。
- ・ 併せて、令和2年度からは、健康診査結果等から把握されたフレイル等の支援対象者に対して、市町村において健康支援や必要な医療・介護サービスへの接続を行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」が本格実施となった。
- ・ こうした中、本広域連合として各市町村における効果的な一体的実施の推進を支援するため、後期高齢者医療歯科健康診査を活用したオーラルフレイルに係る支援対象者を把握するための抽出基準について、大阪府歯科医師会のご協力を得て取りまとめを行い、市町村へ情報提供を行うこととした。

2 検討の方向性について

- ・ 運動・口腔・栄養等のフレイル対策において、口腔において注目されているのが「オーラルフレイル」対策であり、これは、口に関するささいな衰えを放置したり、適切な対応を行わないままにすることで、口の機能の低下、食べる機能の障がい、さらには心身の機能低下まで繋がる負の連鎖が生じてしまうことを警告した概念である。
- ・ オーラルフレイルは、「5 参考（3）オーラルフレイル概念図 2019年版」のとおり、4つのレベルから構成され、市町村において歯科健康診査を出発点としたオーラルフレイルに係る健康支援の対象者として第1・第2レベル及び地域歯科診療所との連携対象としての第3レベルの該当者について検討を行った。

3 歯科健康診査結果からオーラルフレイルを抽出するための基準について

- ・ 別紙1「後期高齢者医療健康診査を活用したオーラルフレイルの抽出基準（参考例）」及び別紙2「歯科健康診査結果から把握したオーラルフレイルの各レベルの市区町村別該当者数」を参照のこと。

《第1・第2レベル》

- ① 歯科健康診査における、次の口腔機能に関する問診項目のうち2項目以上が該当

- ・問診 11「半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか？」に「1はい」と回答
- ・問診 12「お茶や汁物等でむせることがありますか？」に「1はい」と回答
- ・問診 13「口の渇きが気になりますか？」に「1はい」と回答

② 歯科健康診査における、低栄養に関する次の問診項目・BMIにいずれも該当

- ・問診 15「過去半年間で2～3kgの体重減少がありましたか」に「1はい」と回答
- ・身長・体重（自己申告）より算出されたBMIが $10 < \text{BMI} < 21.5^*$

※ i BMIの下限10について
 歯科健康診査システムにおいて身長・体重が不明の場合は10以下と入力されることから10より上とした。

ii BMIの上限21.5について
 「日本人の食事摂取基準（2020年版）（概要）」の75歳以上の目標とするBMIの範囲を参考とした。
 ただし、市町村の判断で、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」及び同別添「後期高齢者の質問票の解説と留意事項」の低栄養に係る保健事業対象者抽出の参考例にある、BMI20以下もしくは18.5未満を採用することも可である。

③ 歯科健康診査における総合判定結果が、「1問題なし」または「2要指導」

- ・ 上記①～③の項目について、次の組合せによりさらにA～Dに区分する。

- A：①のみ該当（令和2年度歯科健康診査受診者の該当率^{*}は20.0%）
- B：①と③が該当（同5.4%）
- C：①と②が該当（同2.3%）
- D：①②③とも該当（同0.6%）

《第3レベル》

① 歯科健康診査における次の健診・問診項目のうち3項目以上が該当

- ・健診3「咬合の状態」が「2要注意」
- ・健診4「口腔衛生状況」のうち舌苔付着程度が「2中程度」または「3多量」
- ・健診5「口腔乾燥」が「3中程度」または「4重度」
- ・健診6「咀嚼能力」が「2要注意」
- ・健診7「舌・口唇機能」が「2要注意」
- ・問診18「飲み込みに問題がないかを確認する質問（EAT-10）」の合計が3点以上

② 歯科健康診査における総合判定結果が、「2要指導」または「3要治療・要精密検査」

- ・ 上記①②ともに該当した者を第3レベルとする。（令和2年度歯科健康診査受診者の該当率^{*}は6.2%）

※ 令和2年度歯科健康診査受診者の該当率について
 令和2年4月～11月の歯科健康診査受診者のうち、令和3年1月までに歯科健康診査システムに登録された結果を集計（102,370人）

4 市町村による支援（個別的支援・集団的支援）について

- ・ 市町村の一体的実施による保健事業については、第1・第2レベル（A～D区分）を基本に検討することが望ましいが、個別的支援の対象とするか、集団的支援の対象とするかについては、対象者の状況（健康状態・性格特質・生活背景等）を踏まえて決定する方法や、歯科健康診査受診者に占める割合を参考に、市町村の実施体制（キャパシティー等）との兼ね合いの観点でA～D区分ごとに支援方法を検討する方法が考えられる。ただし、市町村のフレイル対策としては一定規模数の対象者への介入が必要であると考えられる。
- ・ 第3レベルについては、地区歯科医師会等と相談のうえ、個別的支援の対象とすることも可能である。ただし、既に咬合力の低下、舌運動の低下などの複数の機能低下が生じ、口腔機能の低下が顕在化した段階である可能性があるため、地域歯科診療所等と連携した支援を行う。
- ・ なお、市町村の保健事業として健康支援を行う際は、口腔機能の改善のみに偏らず、医療の必要性や他のフレイル状態（身体的・精神的・社会的フレイル等）にも配慮し総合的に支援する必要がある。

5 参考

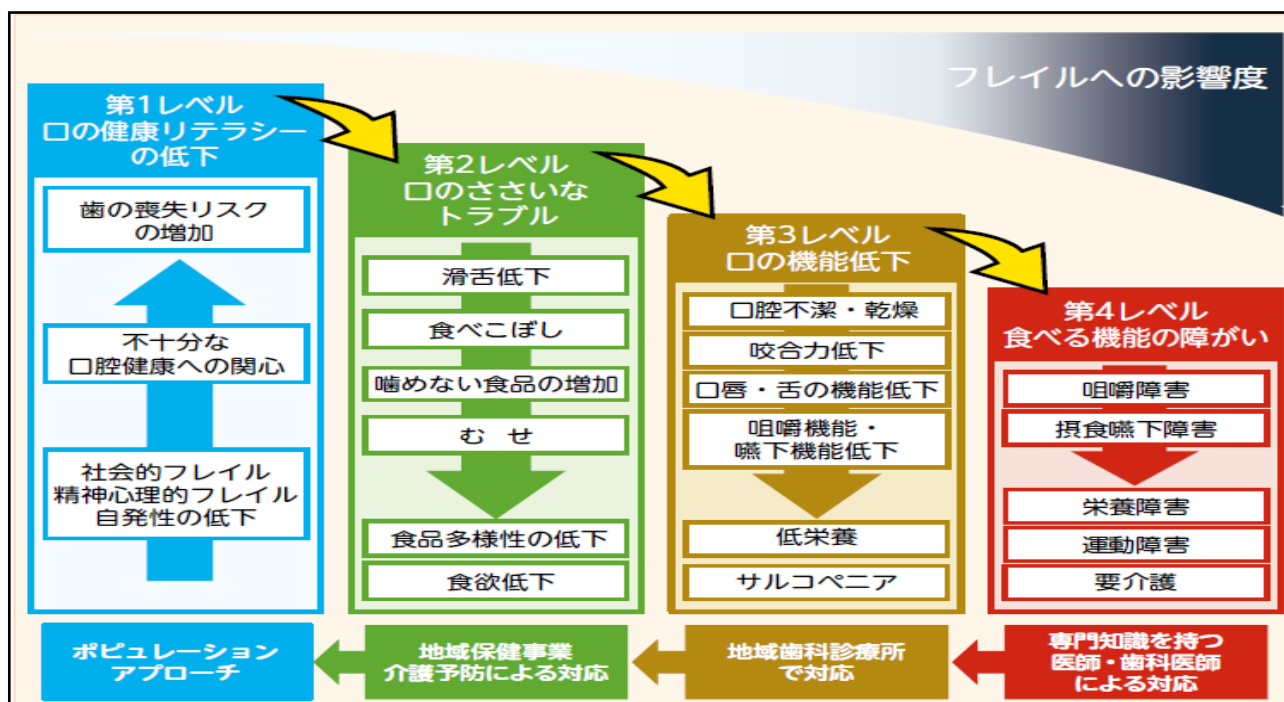
(1) 後期高齢者医療歯科健康診査受診票（別紙3）

(2) 参考資料

- ・ 公益社団法人日本歯科医師会では、通いの場等を拠点に地域でオーラルフレイル対策を行う医療専門職向けの「通いの場で活かすオーラルフレイル対応マニュアル～高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて～2020年版」を作成し公表されている。オーラルフレイル改善プログラムや普及・啓発用資料も併せて掲載されており参考にされたい。

公益社団法人日本歯科医師会ホームページ https://www.jda.or.jp/oral_flail/2020/

(3) オーラルフレイル概念図 2019年版



出所：公益社団法人日本歯科医師会「歯科診療所におけるオーラルフレイル対応マニュアル 2019年版」